

払遅延等防止法の一部を改正する法律案、以上八案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。小笠公昭君。

○小笠委員 前回の質問で、政府案第十九条の規定によつては解決し得ない分野が、中小企業と中小企業以外のものとの間においてあることを指摘したのであります。この分野というか、問題の場面をどう取り扱うかということ、は、中小企業対策として最も困難な場面であると思つてあります。特に現在の法体系のもとにおいて、そう思うのであります。中小企業の立場からいいますと、大きな力を持つ中小企業者以外のものの進出でほんとに苦しい、何らかの手によつて中小企業以外のものの活動をチェックしてほしいところなのであります。そうすれば、中小企業の立場がはつきりし、安心できるものであります。そこで、いわゆる事業分野の確定という問題が起つてくるのであります。事業分野の確定を考へるにあたりまして、まず考へるべき点は、第一は、憲法第二十二條、すなわち基本的人権との関係をどう見るか。第二は、経済社会の絶えざる進歩向上との関係をいかに見るべきかということでありまして、憲法第二十二條が保障する職業選択の自由の例外でございまして「公共の福祉に反しない限り」の規定の解釈いかんが、大きなかぎになるものと思つてあります。職業選択の自由は、日本国民の基本的権利であり、基本人権の中で最も重要なものの一つであります。前回、この「公共の福祉に反しない限り」について、その解釈を伺つたのでありますが、重

ねて具体的に伺いたいと思つてあります。

まず第一は、産業政策上の見地から、特定の業種の産業の維持発展のため、その種事業の新設、増設等を許可制とすることができるといふこと、これは百貨店法第三条は、第一條を受けまして、百貨店の新設、増設等の許可制をしておりまして、中小企業の特定の業種の部門において、このことが可能であるかどうかということ、これが公共の福祉のためとなるかどうかということでありまして、さらに社会政策的な考慮を加へまして、たとえばある業界が、大企業等の進出によつて中小企業の多くのものが危殆に瀕し、または危殆に瀕するおそれがある場合に、緊急避難的に、一定の期間を限り特定要件のもとに新規事業の開設等を制限し得るかどうかということでありまして、この二点について、法的な御説明を伺いたいのであります。

○古國政府委員 憲法第二十二條の職業選択の自由に關します「公共の福祉に反しない限り」といふ点につきましては、先般、御質問に対してお答え申し上げたわけでもございまして、今日は、具体的な問題として御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

第一の、事業の許可制の問題でございまして、もとより憲法上の公共の福祉といふ字句の解釈につきましては、一義的に、一般的な定義といふものは不可能でございまして、それぞれの事案に對しまして、具体的な事情をこれ勘案いたしまして、公共の福祉に適合するかないかということを決せざるを得ないということだろ

うと思つて、結局、具体的な問題につきまして、たとえばある特定の事業種類について許可制をとる必要があるかどうかという場合に、現段階におきまする国家社会におけるあらゆる関係する利益を比較考慮いたしまして、実質的な、公平な見地から、均衡と調和のとれた共同利益ははたして何であるかといふことから判断するほかはないと思つて、したがひまして、一般的に、おおよそ産業政策上の理由で事業の許可制をとり得るかということにつきましては、当該事案によつては、許可制をとることが公共の福祉に適合するといふ場合がありま

し、また事案によりましては、そこまで許可制をとるというところは、全体の公平の見地から、均衡と調和を得ていないではないかという場合もあり得ると思つて、一般的に産業政策上の理由から事業の許可制をとり得るかどうかということとは、一義的にはきめ得ない問題ではないかと思つて、

第二の問題、私、あるいは先生の御質問の理解を誤つてゐるかと思つて、産業政策からさらに突き進んで社会政策的な意味をも持たせ、中小企業の相当部分あるいは大部分が危殆に瀕するやうな場合に、緊急避難的な意味においてある制限を他の企業に對してなし得るかという趣旨の御質問かと存じますが、この場合、緊急避難的な意味においてと仰せられましたように、その場合におきましては、当該中小企業の相当部分が危殆に瀕しているといふ一つの事実と、その制限をすることによつて他の企業が受ける利益といふものを比較考慮いたしまして、その最小限度の必要に應じて他の企業を

制限することが、公共の福祉に反しない場合も十分あり得るというふうに考へられますが、これもまさに具体的な事案によつて違つて存じますので、ただいまから将来を見通して、こ

ういふ場合にはできるとかできないとかいふことは、これも一義的にはきめ得ない問題ではないかと思つて、

○小笠委員 そういたしますと、公共の福祉という見地から、中小企業と中小企業者以外、一般社会の利害との調和点、公共の利害の調整というよりな見地から考へる場合の価値判断でございまして、その価値判断をする場合に、どこに目安を置いて価値判断をするかといふ、ここに問題がしぼられてくると思つてあります。その価値判断のしかた、これを、量的な立場から価値判断をしていくのか、質的な立場に立つて価値判断をしていくのかといふ問題が出てくるのであります。私は、国民の基本人権としての職業選択といふ問題と適合する場合であります。したがひまして、その価値判断は非常に慎重にやらなければいかぬと思つてあります。それはなぜかといふと、基本人権を侵す場合は、あくまでも慎重かつストロクトリーにものを考へなければ、連鎖反応を呼ぶ場合少な

しとしないからであります。この場合における価値判断の目安をどこに置かれるか、重ねて伺いたい。

○古國政府委員 職業選択の自由に關しまして、「公共の福祉に反しない限り」といふことの判定を質、量両面にわたつていかなる基準において行なうかといふようなことは、憲法の基本に触れるむずかしい問題でございまして、私どもがお答えできるような問題ではないと思つて、一応ただいままで憲法の学説等で述べられておりますことを要約して申し上げますと、もとよりこの公共の福祉といふことはございまして、これは自然人の個別的な利益に對しまして、それを越え、場合によつては、それを制約する機能を持つやうな公共的な利益の意味である。その概念の内容は、先ほども申し上げましたように、事柄の性質上、一義的に定義することはできないけれども、それぞれ具体的な事案ごとに決定しなければならぬというのが、基本的な考え方でございます。

日本国憲法におきまして公共の福祉には、これも學説上の議論でございまして、あまり詳しく申し上げるのもな

のであるかと思つて、二つの側面があるといわれております。

一つは、各人がそれぞれ基本的人権を持つておりまして、その基本的人権の中には、個人的な性格を持つておりまして、他人には關連することが少ない。しかし、場合によつては他人に關連する場合があります。他人に關連する場合は、必然的に甲の基本的人権と乙の基本的人権が衝突をする。その場合に、その甲、乙両者が、これも憲法の規定によりまして、各人の平等が認められております。各人の平等が認められておりますから、各人の基本的人権は平等に尊重されなければならぬといふことは、結局各人の基本的人権相互の衝突を調整しなければならぬ。ここで一つの基本的人権の相互の調整と申しますか、平等にすべての人に基本的人権を保障するといふような考え方が出てまいります。

もう一つは、憲法は自由権の保障だけを目的とするということになります。ならば、ただいま申し上りたような平等に基本的人権を共有できるように調整するということだけで十分でございませうけれども、そのほかに、参政権であるとか、俗に社会権といわれるような、基本的人権を保障しておるわけでございます。特にその社会権というように権利に對しましては、国民の生活の保障のために、立法上あるいは行政上のいろいろな措置を必要とする。その場合には、各人の自由権、特に憲法の二十九条でございませうか、あるいはただいま問題になっております二十九条のような規定によりまして保障されております経済的あるいは財産的の申し上りようか、そういうような自由権に對する制約がある程度存在する。どうしてもそのような社会権の保障のために、財産権のような自由権の保障の程度は生じなければならぬ。このように考え方を、社会、国家的な公共の福祉と申し上りようか、そういうような二つの原理があるというふうに考えられております。先般も申し上げましたように、憲法の二十二条の「公共の福祉に反しない限り」という規定の存在の意味でございませうが、これはほかの基本的人権の規定については、公共の福祉というものは規定がない。ところが、第二十二條なり第二十九條の二項については、「公共の福祉に適合するやうに」とか、「公共の福祉に反しない限り」という文言があるのは、このような経済的あるいは財産的な自由権については、他の基本的人権に比べて、非常に社会、国家的な公共の福祉によって制限される場合が多

いということを表明したものだというのが通説でございまして、そこから、この第二十二條の場合につきましても、他の基本的人権に比較いたしますならば、やや制限される場合が多いのではないかと程度のこととございませう。具体的な場合にどういふメルクマールで判断するかというところにつきましても、結局、当該事案の性質にかんがみまして、現段階におけるあらゆる関係のもろもろの利益を比較考量いたしまして、実質的な公平の見地から均衡と調和のとれた点を発見する以外にはないということであろうと思ひます。

○小笠委員 事業分野の確定のより一つの要点であります経済の進歩、向上という問題との関連をどう考えるか、

こゝういふ場合にあたりまして、私は、今日のように技術革新、経済の発展のはなはだしい時代におきましては、一つの分野をくぎづけすると申しますか、他のものに入ってくる競争を隔絶するといふ問題は、相当いろいろな角度から慎重に考えられなければならぬと思うのであります。言うまでもなく、昔は人力車で動いておった。それがいまは自動車になってきておる。現在、日本人生活に非常に必要であつたがた製造業といふものが、順次スリッパになり、くつになるというやうな形で、けた産業が衰微の方向に動いておる。こゝういふやうな進展の過程において、一つのけた産業あるいは人力車産業といふものが固定して安定していくといふやうな場合には、その中における進歩がどうして維持、推進されていくかといふ問題を同時に考えなければ、国民生活の向上、一般消費者の立場から見て問題があるのではないかと、こゝういふふうに考えるのであります。かく考へてまいりますと、事業分野の確定の問題は、中小企業の安定という観点から考えますれば、はつきり割り切つたほうがよいようにも考えられるのであります。だが、立場を変えて、より高い国民生活の向上、社会生活の発展という見地に変わつてまいりますときに、必ずしも安易に考えにくい問題である、こゝういふふうに思ひます。そこに社会生活の向上と経済発展との調和点をどうとるかといふことを考へなければならぬ。この点はいく考へて、われわれは結論を出すべきであると思ひます。

そこで、社会党の案の第十八條についてお伺ひしたいのであります。社会党のほうの第十八條におきましては、「中小企業者の事業分野の確保」と題しまして、分野確保の規定を宣言し、第十九條において、この分野確保の要件を規定いたしております。この十八條を見ますときに、三つの条件がある。それは、中小企業者の存立の基礎を確保すること、第二は中小企業者の分野として適切であること、そして経済秩序の維持を守ること。この中で最も重要な問題をなすのは、中小企業者の存立の基礎を確保するといふところにあると思ひます。その存立の基礎の強化、安定をはかるということとは、当然であります。この意味から、この十八條に規定する存立の基礎を確保するには、特別の要件といひますか、内容をお持ちであらうと思ひます。であります。したがらいますと、この存立の基礎を確保するといふ意味に、特別の条件といひますか、前提条件を置かれておるかどうかといふことをまず伺ひたい。

と同時に、第十九條に参りまして、十九條は、各種の指定要件を列記しておりますが、その中に、四行目でありますが、「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切であり、云々と書いてある。この「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切である」とは、同時に大企業による経営にも適切であるといふことを意味しておる。そこで、この分野を確定する場合におきまして、いかなる中小企業がこゝういふ要件に該当すると認定せられる基準をどこに置かれるか、これをお伺ひしたいのであります。

○田中(武)議員 ただいまの小笠委員の質問に御答弁申し上げる前に、憲法の二十二條の問題につきまして、私の見解を明らかにいたしておきたいと思ひます。

いま、中小企業者の事業分野を確保する、こゝういふことは、憲法二十二條の精神に反するのではないかと、要は公共の福祉とは何か、こゝういふお伺ひであつたと思ひます。そこで、公共の福祉とは、先ほどあなたもおっしゃいました量か質か、私は双方とも含むと思ひます。量で考へる場合もあるし、質で考へる場合もあるといふのではないかと。ことに少数の大企業の経済的な力による圧迫に對して、産業分野における多くの数を持つ中小企業の利益を守ることを、まさに公共の福祉であると思ひます。

もう一つは、憲法は自由権の保障だけを目的とするということになります。ならば、ただいま申し上りたような平等に基本的人権を共有できるように調整するということだけで十分でございませうけれども、そのほかに、参政権であるとか、俗に社会権といわれるような、基本的人権を保障しておるわけでございます。特にその社会権というように権利に對しましては、国民の生活の保障のために、立法上あるいは行政上のいろいろな措置を必要とする。その場合には、各人の自由権、特に憲法の二十九条でございませうか、あるいはただいま問題になっております二十九条のような規定によりまして保障されております経済的あるいは財産的の申し上りようか、そういうような自由権に對する制約がある程度存在する。どうしてもそのような社会権の保障のために、財産権のような自由権の保障の程度は生じなければならぬ。このように考え方を、社会、国家的な公共の福祉と申し上りようか、そういうような二つの原理があるというふうに考えられております。先般も申し上げましたように、憲法の二十二条の「公共の福祉に反しない限り」という規定の存在の意味でございませうが、これはほかの基本的人権の規定については、公共の福祉というものは規定がない。ところが、第二十二條なり第二十九條の二項については、「公共の福祉に適合するやうに」とか、「公共の福祉に反しない限り」という文言があるのは、このような経済的あるいは財産的な自由権については、他の基本的人権に比べて、非常に社会、国家的な公共の福祉によって制限される場合が多

場から見て問題があるのではないかと、こゝういふふうに考えるのであります。かく考へてまいりますと、事業分野の確定の問題は、中小企業の安定という観点から考えますれば、はつきり割り切つたほうがよいようにも考えられるのであります。だが、立場を変えて、より高い国民生活の向上、社会生活の発展という見地に変わつてまいりますときに、必ずしも安易に考えにくい問題である、こゝういふふうに思ひます。そこに社会生活の向上と経済発展との調和点をどうとるかといふことを考へなければならぬ。この点はいく考へて、われわれは結論を出すべきであると思ひます。

そこで、社会党の案の第十八條についてお伺ひしたいのであります。社会党のほうの第十八條におきましては、「中小企業者の事業分野の確保」と題しまして、分野確保の規定を宣言し、第十九條において、この分野確保の要件を規定いたしております。この十八條を見ますときに、三つの条件がある。それは、中小企業者の存立の基礎を確保すること、第二は中小企業者の分野として適切であること、そして経済秩序の維持を守ること。この中で最も重要な問題をなすのは、中小企業者の存立の基礎を確保するといふところにあると思ひます。その存立の基礎の強化、安定をはかるということとは、当然であります。この意味から、この十八條に規定する存立の基礎を確保するには、特別の要件といひますか、内容をお持ちであらうと思ひます。であります。したがらいますと、この存立の基礎を確保するといふ意味に、特別の条件といひますか、前提条件を置かれておるかどうかといふことをまず伺ひたい。

同時に、第十九條に参りまして、十九條は、各種の指定要件を列記しておりますが、その中に、四行目でありますが、「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切であり、云々と書いてある。この「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切である」とは、同時に大企業による経営にも適切であるといふことを意味しておる。そこで、この分野を確定する場合におきまして、いかなる中小企業がこゝういふ要件に該当すると認定せられる基準をどこに置かれるか、これをお伺ひしたいのであります。

○田中(武)議員 ただいまの小笠委員の質問に御答弁申し上げる前に、憲法の二十二條の問題につきまして、私の見解を明らかにいたしておきたいと思ひます。

いま、中小企業者の事業分野を確保する、こゝういふことは、憲法二十二條の精神に反するのではないかと、要は公共の福祉とは何か、こゝういふお伺ひであつたと思ひます。そこで、公共の福祉とは、先ほどあなたもおっしゃいました量か質か、私は双方とも含むと思ひます。量で考へる場合もあるし、質で考へる場合もあるといふのではないかと。ことに少数の大企業の経済的な力による圧迫に對して、産業分野における多くの数を持つ中小企業の利益を守ることを、まさに公共の福祉であると思ひます。

もう一つは、憲法は自由権の保障だけを目的とするということになります。ならば、ただいま申し上りたような平等に基本的人権を共有できるように調整するということだけで十分でございませうけれども、そのほかに、参政権であるとか、俗に社会権といわれるような、基本的人権を保障しておるわけでございます。特にその社会権というように権利に對しましては、国民の生活の保障のために、立法上あるいは行政上のいろいろな措置を必要とする。その場合には、各人の自由権、特に憲法の二十九条でございませうか、あるいはただいま問題になっております二十九条のような規定によりまして保障されております経済的あるいは財産的の申し上りようか、そういうような自由権に對する制約がある程度存在する。どうしてもそのような社会権の保障のために、財産権のような自由権の保障の程度は生じなければならぬ。このように考え方を、社会、国家的な公共の福祉と申し上りようか、そういうような二つの原理があるというふうに考えられております。先般も申し上げましたように、憲法の二十二条の「公共の福祉に反しない限り」という規定の存在の意味でございませうが、これはほかの基本的人権の規定については、公共の福祉というものは規定がない。ところが、第二十二條なり第二十九條の二項については、「公共の福祉に適合するやうに」とか、「公共の福祉に反しない限り」という文言があるのは、このような経済的あるいは財産的な自由権については、他の基本的人権に比べて、非常に社会、国家的な公共の福祉によって制限される場合が多

場から見て問題があるのではないかと、こゝういふふうに考えるのであります。かく考へてまいりますと、事業分野の確定の問題は、中小企業の安定という観点から考えますれば、はつきり割り切つたほうがよいようにも考えられるのであります。だが、立場を変えて、より高い国民生活の向上、社会生活の発展という見地に変わつてまいりますときに、必ずしも安易に考えにくい問題である、こゝういふふうに思ひます。そこに社会生活の向上と経済発展との調和点をどうとるかといふことを考へなければならぬ。この点はいく考へて、われわれは結論を出すべきであると思ひます。

そこで、社会党の案の第十八條についてお伺ひしたいのであります。社会党のほうの第十八條におきましては、「中小企業者の事業分野の確保」と題しまして、分野確保の規定を宣言し、第十九條において、この分野確保の要件を規定いたしております。この十八條を見ますときに、三つの条件がある。それは、中小企業者の存立の基礎を確保すること、第二は中小企業者の分野として適切であること、そして経済秩序の維持を守ること。この中で最も重要な問題をなすのは、中小企業者の存立の基礎を確保するといふところにあると思ひます。その存立の基礎の強化、安定をはかるということとは、当然であります。この意味から、この十八條に規定する存立の基礎を確保するには、特別の要件といひますか、内容をお持ちであらうと思ひます。であります。したがらいますと、この存立の基礎を確保するといふ意味に、特別の条件といひますか、前提条件を置かれておるかどうかといふことをまず伺ひたい。

同時に、第十九條に参りまして、十九條は、各種の指定要件を列記しておりますが、その中に、四行目でありますが、「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切であり、云々と書いてある。この「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切である」とは、同時に大企業による経営にも適切であるといふことを意味しておる。そこで、この分野を確定する場合におきまして、いかなる中小企業がこゝういふ要件に該当すると認定せられる基準をどこに置かれるか、これをお伺ひしたいのであります。

もう一つは、憲法は自由権の保障だけを目的とするということになります。ならば、ただいま申し上りたような平等に基本的人権を共有できるように調整するということだけで十分でございませうけれども、そのほかに、参政権であるとか、俗に社会権といわれるような、基本的人権を保障しておるわけでございます。特にその社会権というように権利に對しましては、国民の生活の保障のために、立法上あるいは行政上のいろいろな措置を必要とする。その場合には、各人の自由権、特に憲法の二十九条でございませうか、あるいはただいま問題になっております二十九条のような規定によりまして保障されております経済的あるいは財産的の申し上りようか、そういうような自由権に對する制約がある程度存在する。どうしてもそのような社会権の保障のために、財産権のような自由権の保障の程度は生じなければならぬ。このように考え方を、社会、国家的な公共の福祉と申し上りようか、そういうような二つの原理があるというふうに考えられております。先般も申し上げましたように、憲法の二十二条の「公共の福祉に反しない限り」という規定の存在の意味でございませうが、これはほかの基本的人権の規定については、公共の福祉というものは規定がない。ところが、第二十二條なり第二十九條の二項については、「公共の福祉に適合するやうに」とか、「公共の福祉に反しない限り」という文言があるのは、このような経済的あるいは財産的な自由権については、他の基本的人権に比べて、非常に社会、国家的な公共の福祉によって制限される場合が多

場から見て問題があるのではないかと、こゝういふふうに考えるのであります。かく考へてまいりますと、事業分野の確定の問題は、中小企業の安定という観点から考えますれば、はつきり割り切つたほうがよいようにも考えられるのであります。だが、立場を変えて、より高い国民生活の向上、社会生活の発展という見地に変わつてまいりますときに、必ずしも安易に考えにくい問題である、こゝういふふうに思ひます。そこに社会生活の向上と経済発展との調和点をどうとるかといふことを考へなければならぬ。この点はいく考へて、われわれは結論を出すべきであると思ひます。

そこで、社会党の案の第十八條についてお伺ひしたいのであります。社会党のほうの第十八條におきましては、「中小企業者の事業分野の確保」と題しまして、分野確保の規定を宣言し、第十九條において、この分野確保の要件を規定いたしております。この十八條を見ますときに、三つの条件がある。それは、中小企業者の存立の基礎を確保すること、第二は中小企業者の分野として適切であること、そして経済秩序の維持を守ること。この中で最も重要な問題をなすのは、中小企業者の存立の基礎を確保するといふところにあると思ひます。その存立の基礎の強化、安定をはかるということとは、当然であります。この意味から、この十八條に規定する存立の基礎を確保するには、特別の要件といひますか、内容をお持ちであらうと思ひます。であります。したがらいますと、この存立の基礎を確保するといふ意味に、特別の条件といひますか、前提条件を置かれておるかどうかといふことをまず伺ひたい。

同時に、第十九條に参りまして、十九條は、各種の指定要件を列記しておりますが、その中に、四行目でありますが、「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切であり、云々と書いてある。この「経済的に中小規模の企業形態による経営に適切である」とは、同時に大企業による経営にも適切であるといふことを意味しておる。そこで、この分野を確定する場合におきまして、いかなる中小企業がこゝういふ要件に該当すると認定せられる基準をどこに置かれるか、これをお伺ひしたいのであります。

なお、この基本法が通過いたします際に、これに関連して、単独法といったしまして、中小企業の産業分野の確保に關する法律を用意いたしております。それも、いま申しましたような精神の上に立つておきまして、先ほどおっしゃいましたようないろいろの要件、及び十八條、十九條の中において基本的なことをやつて、小さなことはその単独法にまかせたい、このように考えております。

○小笠委員 この問題は非常にむずかしい問題でございます。なおいちろいり掘り下げなければならぬと思つておりますが、時間の都合もありまして、先に進みます。

私は、中小企業の事業分野の問題に關しまして、いま申し上げましたように、なお考慮検討すべき分野が残つておると思つておりますが、いずれにいたしましても、中小企業と中小企業者以外のものは、それぞれの事業活動の間にあります。中小企業への不当な侵害ということがなくとも、深刻な利害の衝突とか、当事者間の紛争の発生が予想されるのであります。政府案十九條予想のほかに、こういうものが起こり得ると思つております。こういう場合におきまして、政府は、これらの紛争というものをどういふふうにかつて調整して、経済界の安全といふことが、静穏を期していこうとするのであつかうか。従来、団体法によりまして、団体協約の場合に調整あつて規定があり、さらに小売商業調整特別措置法によりまして、特定の場合に調整行為といふものが規定されておるのであります。本案につきましては、この件につきまして、社会党案で明確に規定さ

れておるようであります。しかし、政府案におきましては、この点について何も触れておられませんが、私は、そういう事態に対して政府はどういうお考えをお持ちであるかということをお伺いしておきたいと思つております。

○田中(武)議員 ただいまの、大臣の答弁の前にちょっとつけ加えておきたいのですが、大企業が二次、三次製品に進出してくるということは、利潤の問題です。ところが、中小企業の方は、生活の問題です。まさに基本的な人権にあたる生活の問題です。したがつて、これは当然憲法でいう公共の福祉に合致すると思つております。

○樋口政府委員 中小企業と大企業との間にいろいろ問題が起こりました。際には、従来から、団体法によるいろいろな規制命令でございますとか、あるいは小売商業調整法によるあつせん、調停ということがあつたわけでございますが、われわれといたしましては、今後原則としてこのようになつて、調停といたつたようなことで、できるだけ内面指導的な方向で紛争を調停していく。これを制度的にきちつと割り切つてどういふこととするかといふことは、いま先生御指摘がございましたように、いろいろなむずかしい問題等もございますので、さしあたる段階は、あつせん、調停といふかっこうで解決するように努力したいと思つております。

○小笠委員 次に、中小企業対策として、近代化に対する一方の柱としての、その環境を改善するといふ問題に關連してぜひ考えなければならぬものは、独占禁止法の運用の問題であります。独占禁止法、いわゆる私的独占の禁止

及び公正取引の確保に關する法律、この法律の運用との關係をいかに考えていくかという問題があると思つております。この法律は、言うまでもなく公正かつ自由なる競争の場を確保して経済民主化を達成しようといわれております。この法律の運用は、経済が比較的静穏な時代においては比較的確でありましたが、今日のように国際的關連を持ちながら激動をしておる時代におきましては、この運用は容易ではございません。わが国がIMF八條國への移行を前にいたしまして、為替貿易の自由化を急いでおりますが、今日、これに關連して、独禁法の問題が話題にのぼつておる。さきに公取委員長に就任した渡邊君は、独禁法の再検討の時期にあるといふような趣旨を新聞で話されておる。私は、今日の欧米の各企業が、技術革新によつて次第にその経営規模と事業規模を拡大し、かつその設備は極力自動化しようとする趨勢にある。これによつてコストを切り下げる方向に努力をいたしておるのであります。わが国におきまして、こういう問題があることは当然であります。しかるに、中小企業の近代化は、いまだそれほど進んでおらないのであります。遺憾なことではあります。このままでは中々大との格差の問題は、是正の方向よりも、逆の方向に行く心配なものであります。私は、そういうふうな意味から、中小企業近代化について、先日申し上げましたように、ぜひとも極力急いでいたただきたいといふことを重ねてお願いするわけでありまして、もちろん、独禁法の運用について、中小企業の立場ばかりから

これを論ずることは適當でないとは思いますが、この独禁法の運用について、私は、どんな観点から、この流動する日本経済の中にあつて、どういふ腹がまえで進んでいくかといふことをお聞きしたいのであります。独占禁止法第一條は、ごらんのとおり、私的独占の禁止とかいふ方法が列挙し、もつて「雇傭及び國民所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、國民經濟の民主的發展を確保する。」ここに目的が置かれ、その目的達成のために、不当な私的独占の禁止、不当なる取引の制限等が列挙されておるのであります。私は、この点から考えますと、独禁法の立場である目的から見ると、その方法のいろいろな点に重点を置くと、目的と相沿わないような事態が起こるようなおそれのある経済時代に入つておる。そこで、この問題につきまして、政府は独禁法の運用についてどういふふうな考え方を持つてやつておられるのかといふふうなことを特に伺いたいのであります。そしてこの運用に際して、中小企業の立場をどう考えて、これをどう守つていくかといふ心がまえを持つておられるかといふことをお伺いいたしたいのであります。

○小笠政府委員 たいへんむずかしい根本的な問題でございますが、ただいまも仰せになりましたこと、独禁法では、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法の禁止といふ三本の大きな柱を土台として、過度の競争力の集中を排除しながら、自由公正な競争を促進して、一般消費者の利益を擁護し、あわせて國民經濟の健全な発達をはかるという趣旨を目的とし、

その趣旨に沿つて運用しておるわけでございますが、八條國移行、貿易の自由化のさらに進展してまいります場合には、外國との競争、わが國の取引分野におけるいろいろの諸事情が變つてくるという事態はございますので、そういう事態を見きわめながら、獨禁法の大目的を達成するように運用するといふ趣旨は、どこまでも變つてこないのではないかといいことでございまして。ただ、その際に、さらに激しい競争で、中小企業等におけるいろいろな競争面の不利益なり、過度の競争といふことでさらに激しくなつてくるわけでございますが、たまたま中小企業基本法という大きな中小企業擁護の立法が企図されておりますので、私どもとしましては、その中小企業基本法が成立した場合には、その精神をくみ取り、われわれの所管しております、たとえば不公正な取引方法の面で中小企業が不利を受けるという点につきましては、下請代金支払遅延等防止法あるいは不当景品類及び不当表示防止法、そういうものを運用することによりまして、十分中小企業の保護をはかりたい、かように考えております。

○田中(武)議員 いま小笠委員がはしなくも質問せられた点は、基本的なものだと思つております。と申しますのは、小笠委員、自民黨の小笠さんが、政府案に対して、格差を広げていくんじゃないか、こういうふうに言われたことは、大きな問題だと思つております。われわれは、常にそれを言つておるわけですが、しかも、本委員会において先日採決をいたしました中小企業投資育成株式会社法は、中小企業間において、

なお格差を広げていくというものであります。さらに御承知のように、政府は特定産業振興臨時措置法なるものを出して、ますます大企業と中小企業の間の格差を広げようとする政策をとっております。

そこで、いま小等さんの言われるように、中小企業を守っていくために、格差は正のために、われわれは、市場支配的事業者の経済力濫用防止法を出してやるわけです。あわせて与党においても御検討願うことを希望いたします。

○小笠委員 ただいま公取から非常に抽象的なお話がございましたが、私は、この問題について、そういう抽象的な答弁でなしに、あなたも経済の実態が動きつつあり、したがって、独禁法の運用もまた影響があることを認められておる。その認められたところにおいて、具体的措置をどう打ち出すか。その場合に問題になるのは、中小企業のあり方をどうつかむか、こういう問題であろうと思います。この問題については、むずかしい問題でありますので、私は、早急にひとつお考えを願いたいと思っております。

それでは、環境の整備の問題に関連いたしました。下請問題がございまして、先ほど田中議員からお話がございましたが、この問題につきましましては、経済の発展と技術の進歩によって社会分業はますます拡大されるのでありまして、こういう問題が広がっていくというのをわれわれは考えております。この間におきまして、最も大事な問題につきましましては、これまで代金の支払い遅延の防止法等によって措置せられてまいりましたが、問題は、観

と下請との関係をいかに近代化する、か、下請企業にどう自主性を持たしていかうかという問題であろうと思っております。この問題につきましまして、政府は本法案でその点を特にうたてておられますので、ここに重点を置いて施策を進められるべきものと思っております。

また、私が特にこの問題に関連してお伺いしたいと思っておりますのは、系列の問題であります。最近の経済の動きによって、商業部門による系列化、金融機関による系列化等の問題が、順次出つつあることとあります。この系列化、特定の商業部門あるいは金融機関との系列の問題につきましましては、私は、中小企業の自主的存立という意味から見ましても、ここに重大な問題が多いと思っております。この点は、特に今後の施策に十分な配慮を要は願いたいと思っております。

中小企業を取り巻く環境の整備、改善の問題に関しましては、このほかに、需要の拡大をどうはかっていくかという問題があることは申し上げるまでもありませんが、この取捨の確保、拡大に関連しまして、三法律案はいずれもまたつておるのであります。これは社会党案の二十条、二十一条におきまして規定いたしております。その中で社会党案二十条におきまして、「一定割合（二云々と規定いたしておりますが、この一定割合とはどういうところをおよそ考えておられるかを、ちょっと伺いたいのであります。

○田中（武）議員 「一定割合」として具体的に数字をあげなかったのは、中央官庁と地方官庁において割合が違ふのではないか。最初アメリカ等の立法例を見まして、二〇〇程度ということ

も考えたのであります。ところが、よく考えれば、すでに二〇〇をこえているところがあります。したがって、この法律が成立いたしましたときに、われわれは、引き続いて中小企業の官公需の確保に関する法律というのを用意いたしておりますが、そこでは審議会を設けて、予算が通れば、そこで本年度は何割というようにやりたいと考えておりますが、中央と地方とは若干事情が違ふ。したがって、中央官庁においてはこの程度、地方官庁においてはこの程度と、このようにやるべきではないかと考えております。

○小笠委員 話題を転じて、三案を通じて共通の、しかも特色的な立法の一つは、小規模事業者に関する規定が整備されたことだと思っております。政府案二十三条、社会党案の四十四条から四十八条、民主社会党案の二十条、第十一条というものが、それぞれに該当いたしておりますが、この問題は、もう申し上げるまでもなく、日本の中小企業の中で、数的には最もたくさんを占めておる、その経営基盤はすこぶる弱く、ことは悪いが、生業にひたしているものが多いのであります。こういうふうな部門につきましましては、経済合理主義、あるいは近代科学経営方式というものが、適用しにくい分野であります。私は、中小企業対策一般が、これらの部門に受け入れにくいような状況が多いのではないかと、こころ配いたすものであります。

そこで私は、この問題に対して、政府は、これまで団体法による小組合と、あるいはふたつを併用して、組織化をどう進めてこられたか、また、これらどう進めていくかとせられるのであ

ろうかというのを伺いたい。と同時に、私は、こういうふうな小規模事業におきます最も大きな問題は、金融問題だと思っております。しかも、金融に縁の遠い層といわなければなりません。そこで一つの提案として、これらの小規模事業に対して、無担保の非常に簡易な手続によって、少額——たとえば三十万円以下を貸すような英断を考えられないだろうか、こういうふうなことを考えるものであります。特にこれらの各法律案の規定の中で、特色的な問題は、この小規模事業に働く人々の生活の向上をうたつておること

であります。これは全く新しい、けつこうなことでおられる人々の給与は、その経営者自身が、他の産業部門と比較して、所得も生活水準も低い。したがって、そこに働いておられる人々もさらに低い、一般から見ると、二つの一あるいは三分の一くらいといわれておるのであります。ここに働いておられる人々の所得の向上をはかるために、政府は具体的にどういう考えか、具体策をお持ちであるか、これもあわせて伺いたいのであります。

○諸語政府委員 中小企業の中でも非常に多数を占めております規模の小さな方、いわば生業に準ずるような事業を営んでおられるという方々の問題は、まさに中小企業の一大きな問題じゃなからうか、そういうふうな存じております。われわれといたしましては、いま先生の御指摘になりましたように、小組合あるいは協同組合といったような、小さな方々単独ではなかなか経済単位になりたいたいというふうな方々が、何らかのかつこうで組合を結

成するということによって、協業されるということによって、できるだけ経済単位になり得るようなほうに結合していただきたい、そういうふうに思っております。

それから金融につきましましては、これは国民金融公庫法につきましまして——とかく国民金融公庫、中小企業金融公庫、それから商工中金、この三つの機関が、それぞれ毎年同じような伸び方で伸びるというふうなことで、現実にはやられてきたわけでありまして、われわれといたしましては、地方に圧倒的な数を占めているということ、また金融で困つておられるという実情等から見まして、今後国民金融公庫の資金の拡充につきましましては、特段の努力をする必要があると思っておりますし、またする決心でございます。

それから、この金融につきましましては、昨年度から小口保険の制度をつくつていただきましたが、今年さらに小口保険の保険料を二分引き下げたというふうなことにしまして、できるだけ保証を受けて簡単に金が借りれるという方向について努力をしているわけでございますし、また、小規模の事業者につきましましては、税負担を軽減するために専従者控除というふうなものをつくりまして、これは五千円だけにとどまりましたが、さらにこれをもう少し拡大していく、大企業あるいは中堅企業とバランスがとれてない面があるならば、これをとれるように十分な税法上の措置をとりたいというふうな考えをしております。

それからなお、小口の国民金融公庫等につきましましては、必ずしも担保を請求しないで、保証人で貸すというふう

五

な道も請じてありますが、今後さらに金融を受けやすいように、できるだけ実情に即した措置をとっていききたいと考えております。

○松平委員 いまの小笠君の質問に關連して、若干私のほうからも御質問したいと思ふのです。

いま中小企業庁の長官から御答弁がありましたけれども、われわれ非常に納得のいかない点がございます。それは、いわゆる小規模事業、われわれは勤労事業といつておるのですが、これを組織化することについて、かつて小笠君なんか委員となつて中小企業団体組織法の審議をしたことがございまして、そのときに勤労事業協同組合という組合をつくることに与野党で一致したのであります。ただ小笠君の提案で、これを小組合にするという名称の変更を、そのときにいたしました。当時これを育てていくためには、金融上あるいは税法的上の優遇措置を講じなければならぬというので、その点についての条文も規定をいたしまして、法律に明記してあるわけでありました。その後小笠君が中小企業庁の長官のころに、この条文についてはあくまで至急これを実行に移していく必要があるというので、税法的上の問題あるいは金融上の問題について、われわれがその実現を要望したいきさつがございます。当時小笠君の答弁は、こういう答弁であつた。まだ小組合ができておらぬのに、そういう優遇措置を講ずるといふのは、どうかと思ふ。そこで、二十か三十できたときに大蔵省と折衝して、税法的あるいは金融上の問題を實現させていきたい、こういうのが小笠君が中小企業庁長官当時の考え

方であつたわけでありました。当時、われわれは、一応これをもつともしとして了承いたしましたけれども、しかしながら、そういう優遇措置を講じなければ、小組合をつくるというものはないのであります。法律に明記してあるから、これを實現していつて、そしてその恩恵があるというので小組合といふものをつくつていく、つまり組織化といふことが刺激されていくといふふうになつておるわけであつた。その後何回も国会において、これは予算委員会においても問題になつたところがございますが、政府はこれに對して、この条文に適合したような優遇措置を今日までほとんど講じておりません。法律に明記してあるにもかかわらず、政府がやらない、こういういふゆる法律違反といふか、怠慢といふか、そういうことが、団体組織法ができて以來ずっと続けてきた態度でございます。したがつて、中小企業基本法を制定するにあつても、明確なる条文をまずつけて、それを實現するといふことになければならぬわけであるのみならず、もしもかりにこれがないままに、明文があつてさやらない政府の態度であるから、あまいなことが規定されるならばますますやらなくなるというのが、今日まで私たちが中小企業の問題を取り扱つてきたところの経験からきておる結論であります。

そこでお願いしたいのは、政府案において、中小企業の中の小規模企業について一か条あるわけでありまして、これに對しては、いま長官の説明は、いままでもこういうことがあつた、ああいうことがあつたと言つて、今日

までやつてきたことを言つただけであつて、この中小企業基本法ができた場合に、小規模企業に對してはどういうことをするんだという明確な答へが、いまだありません。わが党案においては、その点についてははっきりしたものが出ておるわけでありました。したがつて、金融の問題、税制の問題、並びに政府案の中における社会的、経済的不利な条件を是正するといふのが、政府の根本的な考え方の一つになつております。社会的に不利な条件の一つは、言ひましてもなく社会保険の問題であります。労働福祉対策であります。これらの具體的な問題について、私は、この際、政府側の具體的な考え方、今後基本法を制定した場合にどうするののかといふ、そのことがなければならぬわけでありまして、それについてお伺いしたい。そのことは、いま小笠君の答弁にはなかつたので、私が質問をするわけでありまして。

なお、田中君も、それらの点についての見解をひとつ披露してもらいたいと思ひます。

○樋口政府委員 まず小組合に對する税法的上の問題でございますが、われわれといたしましては、小組合に對して税法上特段の措置を講じなければならぬという趣旨は、これは大體小組合といふことは代表されております規模の小きな方は、一般的に非常に収入が低いのではないかと、低所得者に對しては、その所得の低いといふことに應じた措置を講ずべきであるといふことで、小組合であるから特別のといふことではないといふふうな解釈をいたしておるわけでございます。これにつきましては、中小企業の

中でも特に小さい方々に對しましては、三十七年度も、地方税、国税ともに基礎控除を引き上げる、あるいはその他税率を少しづつ低めるといふことについて、毎年努力をしてきたわけでありまして、われわれといたしましては、基本法の成立を契機にいたしました。さらに租税方々の乏しいと思われる小さい方々に對しましては、今後とも合理的な税制がしかれるように、税制調査会のほうによく事情を御説明いたしまして、新しい税制をつくつていただきたい、そういうふうに考えております。

それから金融ににつきましては、これはわれわれも決つていまの国民金融公庫の金で十分といふふうには思つておりませんが、基本法ができたといふことが一つの契機になりました。われわれの従来いろいろ希望しておりましたことに對して、さらに大きな力づけを申します。バック・アップになりまして、小規模事業に對する十分なる財源も確保しやすいく、こう思ひますので、基本法制定を一つのモメントといたしまして、中小企業対策、特に小規模企業対策を確立していきたい。経営改善普及事業等につきましても、さらに今後これを進めることによりまして、中小企業の中の一番小さな方々をまずいろいろな施策の対象になる程度にまで育て上げるということについて、できるだけ努力をしたいといふふうに考えております。

しましては、たとへば失業保険でいまやつておりますように、一部の事務組合といふようなものをつくりまして、そして実質的に事業主が払い込みの能力もあり、あるいは給与体系系もある程度整つておるというふうなものにつきました。そこに働いておる方々が大企業で働いておる方々と同じような恩恵が受けられるように、この事務組合等に活用するといふことによつて、そこに働く人々の福祉の向上をはかつていきたいと存じております。

○田中(武)議員 小笠委員と松平委員の御質問にお答えをします。

いわゆる零細企業対策でございますが、私は、中小企業と申しましたが、企業性の強いものと勤労性の強いものがあると考えております。たとえば若干の従業員とともに店主または経営主が労働している、こういうものをわれわれは勤労事業と定義をいたしておるのであります。そこで、先ほど小笠委員も申されましたが、この種の事業には経済政策が乗りにくいんじゃないか、こういうことであります。まさにそのとおりでございます。中小企業政策を経済政策だけでやつていくとすると政府案は、したがつてそれに乗りにくいといふこと、零細なものは切り捨てられるという、農業基本法と同じ思想が出てきておるのであります。そこでわれわれは、特にいま小笠さんが御指摘になりました第五章の四十四条から四十八条までの間に、ことに四十六条の二項におきまして、いわゆる経済政策に乗りにくいものについての事業の転換指導等も行なう、こういうふうに規定をいたしておるのであります。

次に、組織の問題でございますが、われわれがともに提出をいたしております組織法をごらんいただければわかると思いますが、勤労事業に對しては、特段の組織形態を考へておるのではありません。

また、そこに働く労働者の問題でございますが、小笠さんの言われました賃金についても、われわれは、まず中小企業基本法をわれわれの考へておりますよりなうんと幅広い、そして政府よりなうんと資金をつぎ込む、こういうふうなことによつて、中小企業、ことにいま申されましたような零細企業、われわれが言う勤労事業、これの水準を上げていくことは当然であります。同時に、一面、今日の最低賃金制のごときまやかしてなく、ほんとうの意味の最低賃金制を設けるべきではないかと考へております。

さらに金融の問題でございますが、わが党案の四十九条二項をごらんいただきますればわかりますが、特に零細企業のために、われわれの言うところの勤労事業のために、別ワクを設けて、おっしゃるような弊害がないように考へておるのであります。

また、松平委員の申されましたように、これらに働く労働者のための社会保障あるいは福祉厚生の問題であります。特に六十条では、社会保険につきましても、すべてのものが入れなければならない、入れねばならない、こういうふうに規定をいたしておるのであります。

以上、御答弁申し上げます。
○小笠委員 小規模事業の問題は、これはどなたも、うんと力を入れていかなければいかぬということについて

は、御同感を得られることと思ひます。したがひまして、私は、経済性にとらわれず、社会政策的な意味を加味して、うんと努力してほしいという要望を申し上げて、次に移りたいと思ひます。

私は、労務対策について伺ひたいのでありますが、今日中小企業の当面しております諸問題の中で、最も重要な深刻な問題は、労働問題であります。この問題は、第一に、労働力確保の困難性の問題であります。特に最近のような労働需給になりますと、すでに中小企業に定着しておる労働者も、他の職場に離れていく傾向がありまして、ここに中小企業の労働需給は、いよいよむづかしくなつておるのであります。私は、この労働の充足の問題の中で、特に新しく中学あるいは高等学校を出られる、いわゆる新卒の入手問題が、最も大事な問題だと実は思つておるのであります。

今日、新卒に対する需要と供給の関係は、約三分の一が充足されておるにすぎません。しかも、中小企業におきましては、この平均充足率をはるかに下回つておるのが現状であります。今日の労働問題につきましても、いろいろ問題があります。工場経営の機械化、オートメ化に伴ひまして、この新卒の入手というものが、経営の能率を上げる上におきまして、最も重要な問題であります。中高年齢層よりも、こちらに充足問題の力点があると思ひのであります。私は、職業訓練、あるいは職業紹介、広域職業紹介等といわ

は、御同感を得られることと思ひます。したがひまして、私は、経済性にとらわれず、社会政策的な意味を加味して、うんと努力してほしいという要望を申し上げて、次に移りたいと思ひます。

ただけるかという問題を第一に伺ひたい。

それと同時に、今日の経営は、相当の技術水準なくしては行ない得ないのであります。どの企業でも、専門技術者の入手に困難を感じておる。中小企業の技術者確保は、新卒以上に深刻であります。私は、この点について、労働者は、これまで中小企業に對して、新卒の充足、特に技術者の充足にどんな手を打つてき、今後どういう手を打つていくか、その方針をまず伺ひたいのであります。

○小笠委員 小笠先生の御指摘は、われわれ労働政策の非常に問題になつておるところであります。特に最近の経済の成長過程におきまして、中小企業におきまして求人難が相当な隘路になつていくことも、事実でございます。

これにつきましても、いろいろ実態を調べてまいります。地域別に、新規卒者の採用は、非常に片寄つておる。そのために、特に中小企業に得られないという、地域別の格差というものがあつておる。したがひまして、全国需給調整会議というものを労働省に開きまして、地域別に片寄らないという方策について、現実に処理してまいります。それから集団求人の方式というふうなものによりまして、できるだけ中小企業に對して労働者を充足させるという方向もつておりますけれども、基本的には、先生御指摘のとおり、求人条件あるいは労働条件の低さというものも、大企業との間において大きな影響を持つておるということも事実でございますので、これは中小企業の労働管理の近代化対策というものを通

じまして、それらの隘路を取り除くという方向を考へております。

それから受け入れ態勢におきまして、大企業と比較して福利厚生施設が整備しておらないということも、求人難の大きな原因である。こういう点につきましても、雇用促進事業団の融資その他の融資によりまして、中小企業庁とも連絡をとり、そういうものの整備拡充をはかつております。今後、ますますこれを充実したいというふうに考へておるのであります。

なお、技術者の確保については、これは全国的に見て、絶対的に寡少であるということは事実でございますが、できるだけ中小企業に参ります若年労働者を対象といたしまして、企業内の職業訓練を集团的に共同によつて実施していく。このための補助金、そういうものを交付いたしまして、できるだけその質の向上をはかつていく。こういうことでいろいろの対策を練つておるわけでございますが、この基本法におきましては、これらの対策を総合的に充実していくことが必要ではないかと存じておるわけであります。

○小笠委員 いまの問題に関連いたしまして、受け入れ態勢の關係で、厚生施設の整備の問題が一つの要件になりますので、特別の御配慮を願ひたいと思ひますが、私は、中小企業における労働関係を考へますときに、一つの問題は、秩序ある労働関係の確立について、これまでの中小企業の経営者の方も、労働組合を中心とする労働法に習熟することが比較的少ない。そういう点から、起こらなくてもいいトラブルが起こつておる例が少なからず

ないのであります。すなわち、中小企業政策におきまして、労働法規を中心とした労働教育の欠如を思ふのであります。私は、そういう意味から、今後の中小企業における労働問題の指導のしかたという問題が、大事であると思ひのであります。これらの問題について、労働省の労働政策の一環としての中小企業対策をどういうふうにかからやつていくかとせられておるのか、伺ひたいのであります。

○小笠委員 最近中小企業の労働争議が、特に増加しておるという傾向が見られます。その中身をいろいろ検討してまいります。やはり労働法における人間関係の問題、あるいは労働法規に對する無理解というふうな、つまらないところから労働争議というものが急激に起こつてくるという事態が見られるわけであります。労働省にいたしましては、これらの問題について、公正中立の立場から、いろいろ資料その他によつて中小企業者に対する啓蒙、指導をやつておるわけでありますけれども、特に中小企業の協同組合、そういう集团的な組織というものを通じまして、今後も、それらの過去の中小企業におきまして争議の事例その他を取集めまして、これらの健全な、いわゆる民主的な労働関係の確立について、教育、指導を積極的に推進していきたいというふうに考へておるわけであります。

○小笠委員 私は、目下提案されております三中小企業基本法の中に流れております若干の問題について、質疑をいままですてまいつたわけでありますが、この法律の誠実な実施を約束するものとして、問題があると思ひ。そ

これは私は人の問題だと思ふ。同時に、発言力を持つ組織の問題だと思ふのであります。現在の産業経済に關するものが国の行政組織は、おおよそ産業別に、縦割りに各省庁に分類されておるのであります。したがって、中小企業行政も、關係各省庁に分割所掌されておるのであります。中小企業庁は、中小企業一般の企画、調査、あるいは統括という任務を持つことになっておりますが、しかも通産省の一部局として、通産大臣の所管に属しておるといふのが、現状であります。通産行政は複雑多岐であり、常に新しい問題をかかえておることも、御承知のとおりであります。通産大臣は、歴代、中小企業問題にその情熱を傾けてきておられますが、他方、大企業の問題も、自分の責任であります。大企業と中小企業との利害の調整をはからなければならぬ立場にあるのであります。そこで、中小企業の立場からの強い発言も、時によつてはしにくい場合が少なからぬのであります。日本の行政を規定しております憲法七十二条を受けての内閣法第四条は、「内閣がその職務を行うのは、閣議によるものとす」と規定しておるのであります。したがって、行政の最高機関としての閣議において、中小企業の立場を自由に、公正に主張することが、中小企業にとつて最もいい機会であると信じておるものであります。政府案第二十六条は、「行政組織の整備及び行政運営の改善に努める」と規定いたしておりますが、いかなる方向で行政運営の整備、改善をはからんとしておられるのでありますか、私はお漏らしを願ひたいと思ひます。

○廣瀬(正)政府委員 中小企業基本法の制定にあたりまして、今後ますます中小企業の施策につきまして行政組織を整備拡充していくということは、当然のことでありまして、したがって、従来とも、政府は、中小企業政策のためには、行政組織の強化に十分意を尽きてまいつたのでございますけれども、今回基本法を制定することを契機として、御承知のように、先般中小企業庁設置法の改正をいたしました。中小企業庁等の整備強化をはかることといたしております。今後、中央機関並びに地方機関の整備拡充、さらに行政運営の改善ということについては、十分意を尽くしてまいりたい、かように考えております。

○田中(武)議員 ただいまの小笠委員の御質問の趣旨は、まことにそのとおりだと思ひます。そこで、われわれといたしましては、わが党提出の基本法第八条で、中小企業省の設置を明確にうたい、この基本法とともに、中小企業省設置法案を内閣委員会の方で目下審議をしてもらうように提出をいたしております。したがって、われわれは、いま小笠さんがおっしゃいましたように、あるいはもう一歩進んで、中小企業のための独立をした省といひますか、そういうものがあつて、中小企業のための予算もそこでやるべきでないか。したがって、少なくとも國務大臣をもつて長に充てるべきである。現在の通産省設置法によりまして、中小企業庁は、二部になっておりまして、そしてそれぞれの職務は、中小企業庁全般としてこれをやるのでなく、中小企業庁の何部はこつてやることをやる、何部はこつてやることをやるというよう

に、ばらばらに書いてあります。そういう点を排除して、省として昇格をさせ、一本の政策を立てるようになつておられます。

○小笠委員 中小企業基本法案に關します私の質問をいたしたいと思ひましたおもなものは、以上をもつて終えたいと思ふのでありますが、最後に、中小企業の海外進出の問題について、政府の御意見を伺いたいと思ふのであります。

低開発諸国の産業開発が、いまや大きな世界政局における課題であることは、申し上げるまでもありません。特に東南アジア諸地域におきましては、中小企業の育成が、じみではあるが、その産業培養の前提となるものだと思いますのであります。私は、そういう意味から、中小企業対策の一環として、中小企業の海外への進出は、積極的に推進するべきものと思ひます。ところが、今日東南アジア諸国を歩いてみて、日本の中小企業の進出はまれであります。出ておられても、これに対する援助の措置が少なからぬので、非常に困難な状態におちいつておるものも見受けられます。この意味から、私は、援助措置といふものに対して、政府が将来強い施策を打ち出して、世界政治の中における日本経済の役割をを進めていくというふうにしなさいといふのではないかとこゝろに考えておりますが、この点につきまして、政府側の御意見を伺いたいと思ひます。

○樋口政府委員 確かに東南アジア等が、企業として進出するのには一番適切な産業が多いかと存じます。ただ、それに対して、いま御指摘のように、

現実問題としてあまり出ておらないといふことは、行つても失敗した場合、向こうで失敗し、帰つてきても生活の基盤を失ひ、ひよつとして失敗したという心配から、決心がつかないのではないか、こゝろに思つておられます。これにつきましては、ただいま先生御指摘のような万一の場合の援護措置と申しますか、何か国のほうである程度めんどうを見てやる以上、あとまでめんどうを見られるような何かの体制の確立といふことが、絶対必要であらうかと思ひますので、基本法の成立に際しまして、われわれは、具体的に、こゝろ方面につきまして、施策を進めるように努力していきたいと思ひます。

○松平委員 関連して、その問題について、私は若干意見がございます。第一はジェットロの運営について、もう少し考えなければならぬと思ひます。これについては、すでに政府内部においてそういう機関があるわけでありまして、これはもとより中小企業のために設けられた機関でありますけれども、実際は中小企業の活動とあまり結びついておりません。そこでこのジェットロの運営のしかたを今後再検討していただきたい、かように考えておるわけでありまして、これが第一点であります。

第二点は、保証協会のようなものを、海外進出に設けなければならぬといふことなんです。保証法がありますけれども、これでもカバーできません。そこでこれをつくるには、二つのやり方がございまして、

一つは、国際協定によつて保証条約というものを結ぶといふことであります。もう一つは、保証条約を結ばなかった場合において、リスクを日本だけでカバーするといふ制度をつくるというものであります。これは前から私が質問したりなんかしておつたのであります。いまから半年くらい前に、たしか何かで企業局長と懇談したときに、それは非常にいい制度だといふこともつて、企業局でその制度についての各国のやり方を調査して、日本としてどういうやり方をとつていったらいいかといふことを企業局で考えた。私は、こゝろのことを言つておりました。私は、リスクをカバーする方法としては、現在イギリスが採用している方法が一番いいのではないかと、こゝろに思つておられます。そこで、この点について、中小企業庁と企業局との間に何らかのこれを法制化していくような話し合いの糸口といふものがあつたかどうか、この点を何つておくと同時に、もしなければ、政務次官がこゝろにお見えでありますので、そういういきさつがございまして、これを具体化していただきたい、かように考えております。

○廣瀬(正)政府委員 中小企業の海外進出につきまして、大いに奨励し、援助していくことにつきましては、先刻長官から御答弁をいたしておりました。それに關連いたしまして、ジェットロも、まさに海外中小企業の援護に重点を置いてきたものであるから、そういうことを十分に考えてもらいたいといふ松平委員の御指摘でありましたので、その点はつまびらかにいたして、御趣旨に沿うように努力いたしたいと思つております。

さらに、中小企業の海外進出について保証制度の必要性を強調されたのでありますが、中小企業庁と企業局との間にまだ具体的なさういふ話は進んでいないようでございますけれども、十分調査、研究いたしてみたいと思っております。

○小笠委員 以上をもちまして、私の質問を終えることにいたします。

○逢澤委員長 次会は、明日午前十時より開会し、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

昭和三十八年六月七日印刷

昭和三十八年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局